総　合　評　価　基　準

本資料は、支出負担行為担当官文部科学省研究振興局長が委託する「大学の研究力強化に向けた諸外国の研究大学における研究を支える制度に関する調査業務」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

１．入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする（入札価格点）。

なお、入札価格点については、小数点第３位以下を切り捨てるものとする。

入札価格点＝価格点の配分×（１－入札価格÷予定価格）

２．技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託業務を審査するための技術審査会を設置し、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

（１）　評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える（技術点）。

（２）　仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

（３）　技術点は、各技術審査専門員が採点したものの平均点（又は、最高技術点と最低技術点を除いたものの平均点）を用いることとし、その平均点については小数点第３位以下を切り捨てるものとする。

３．得点配分

区　分	入札価格点	技術点	合　計
配　点	５０	１００	１５０

４．総合評価の方法

（１）　入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、１の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に２の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

①　予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。

②　入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

（２）　上記数値の最も高い者が２人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。